

問題点・課題	現状分析	健康福祉局としての考え方	改善に向けて
1. 活動内容、状況について	<ul style="list-style-type: none"> ・推進員の6割以上は地域の他の役員を兼務 <ul style="list-style-type: none"> ・食事サービス運営委員会委員46.5% ・老人憩いの家運営委員会委員19.3% ・ふれあい喫茶運営委員会委員19% ・民生委員12% ※複数兼務あり 	<ul style="list-style-type: none"> ・様々な活動をしていただいている方だからこそ推進員としての役割が果たせるとの声も大きく、兼務していること自体が問題ではなく、活動内容が明確でなく、取り組みが地域の人にわかりにくくなっていることが一番の問題。 	<ul style="list-style-type: none"> ●業務の明確化、要綱の整備、マニュアル作成 ・業務内容を明確にしたうえで、補助金交付要綱を整備するとともに「推進員活動マニュアル」を作成し、ネットワーク委員会(委員長・推進員)へ配付する。【平成22年度実施】 ●広報啓発 ・市政だより、区政だより推進員の活動内容を掲載し広報啓発に努める。【平成23年度実施】
2. 推進員の選任方法について	<ul style="list-style-type: none"> ・推進員の在任年数を見ると、10年以上が42.5%、15年以上が23%と長期にわたるケースが多く、制度実施以来ずっと推進員という方も6.7%おられた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・推進員は、地域の実情をわかった方ではなければならないことや、なかなか手がないことから、在任期間が長期化することを否定できない。 ・しかし、現状は選考について全く規定がなく、その経過や理由などが地域の人にさえわからず、「なぜこの人が」という批判が生じる結果となっている面があり、納得が得られる手続きにすることが必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ●選任方法の透明化 ・区社会福祉協議会役員会への報告【平成23年度委託分から実施】 ・選考会議の設置、選考過程記録の公開等【平成23年度に検討】 ・任期制の導入の検討【平成23年度に検討】
3. 活動実態と報酬について	<ul style="list-style-type: none"> ・推進員の活動内容は、 <ul style="list-style-type: none"> ①ボランティア的な要素は含むものの、ネットワーク委員会の事務局の役割とともに、個別支援の役割を担い、経常的に時間的な拘束を伴う業務であること ②その性質上、画一的な基準による“作業”により算定されるものではないこと により、現行の報酬となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の仕組みでは推進員の活動実態が十分把握できておらず、活動実態に見合った報酬となっているとの説明責任が果たせないことが問題。 	<ul style="list-style-type: none"> ●活動日数に応じた報酬の実績払い ・活動日数に応じた実績支払いとする。 ※月間活動日数20日を基準に月額10万円を上限とする報酬とし、「活動している日」が20日に満たない場合は、1日に付き5,000円を減額する。【平成23年度実施】 ●活動状況の把握の強化 ・区社会福祉協議会による活動内容のチェックを徹底と局におけるダブルチェックを強化し、局から区社会福祉協議会への補助金交付を「年度当初一括」から「毎月払(確定払い)」へ変更する。【平成23年度実施】 ●契約方式の変更 ・推進員とネットワーク委員会との契約から、区社会福祉協議会を含めた契約に変更する。【平成23年度実施】 <ul style="list-style-type: none"> ・ネットワーク委員会…推進員業務実施の指示、履行確認 ・区社会福祉協議会…報酬支払事務、源泉徴収事務、日誌の確認・活動状況確認
4. 当事業のあり方について	<ul style="list-style-type: none"> ・当事業は、平成3年当時、急速に高齢化が進み、行政による画一的なサービスでは解決しえない様々な生活上の福祉ニーズに対して、地域ぐるみでその解決に取り組むという考えに基づくもので、果たしてきた役割と意義は大きい。 ・一方、事業実施以降20年近くが経過する中、社会福祉制度や地域の福祉活動の状況も大きく変化しており、この間十分に事業の検証ができていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現事業の改善の取り組みを進めるとともに、当事業そのものの今後のあり方を根本的に検証する必要がある。 ・一方、大阪市の市政改革の取り組みの中、平成23年度にモデル実施が予定されている「地域活動協議会」の取り組みと密接な関係がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ●今後の方向性と事業のあり方の検討 ・「地域活動協議会」のモデル事業を実施する中でネットワーク委員会・推進員の報酬額の妥当性を含め、今後の方向性と事業のあり方について、地域を巻き込んだオープンな議論を行い、透明性・信頼性の確保を図る。【平成23年度に検討】
5. 税務処理の取扱いについて	<ul style="list-style-type: none"> ・現在把握できている状況として、1割強の方が、必要な納税手続きができていない可能性がある。 ・源泉徴収済み・税申告済み及び非課税の者 264人(84%) ・税未申告の者 51人(16%) 計 315人 ※未申告の場合でも、もともと申告が不要な方もおられるので、必ずしもすべてが「申告漏れ」とは言えない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施当初、国税局と調整し、推進員の報酬は「給与」との位置づけで源泉徴収を行うよう周知していたが、長年の経過の中で、実態把握と指導の徹底がなされていなかったため、取り扱いにばらつきが生じてしまったことが原因 ・適正な税務申告の取り扱いを改めて周知し、その実施状況の確認を行う必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ●税務処理の適正化 ・適正な税手続きについて周知徹底を図る。【平成22年度実施】 ・局において税務処理状況を確認する。【平成22年度実施】